

広報

吉野川北岸農業用水

No.65 (3/2021)



みどり
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人をつ結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ<http://yoshihoku.jp/>



美馬市脇町岩倉地区に広がる田園風景

主な内容

❁ 理事長挨拶	2
❁ 国営吉野川北岸二期土地改良事業の着工について	3~4
❁ 令和2年度吉野川北岸用水の配水管理	5
❁ 賦課金通知書の様式変更について	6~7
❁ 事務局からのお知らせ	8
❁ よくあるご質問	9
❁ 第49回通常総代会開催・総代選挙のお知らせ	10
❁ 令和元年度決算・令和3年度予算	11
❁ 吉野川北岸土地改良区の取組み	12



理事長挨拶

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

早春の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の方々には、日頃より当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年は、「新型コロナウイルス感染症」が瞬く間に全世界に広がり、日本においても1月16日に国内初の感染者が確認されて以降、全国へ広がり、4月には1回目の「緊急事態宣言」が発出され、2021年を迎えても、2回目の「緊急事態宣言」が発出されるなど、「新型コロナウイルス感染症」の猛威が続いております。本県においても、「クラスター」が発生するなど、感染者数が増加し、日常生活等に大きな影響を与える厳しい状況が続いております。

そのような中、当土地改良区では、「新型コロナウイルス感染症」へ対処するため、昨年3月の「第48回通常総代会」を初めて「書面議決」で行いました。総代会は、土地改良区の意思決定を行う最高議決機関であり特に重要な会議であります。3密を回避し、感染の危険を避けるため、やむを得ず「書面議決」で開催したことに、ご理解・ご協力を頂き深く感謝申し上げます。

次に、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」ですが、昨年1月末より「土地改良法に基づく手続き」を進める中、3月下旬から7月下旬まで事業着手に必要な「同意徴集」を行い「90パーセントを超える」同意を取得することができました。これは、地元土地改良区及び水利組合の役職員の皆様のご協力により、組合員の皆様に地域農業の「継続」と「更なる発展」のために「二期事業」が必要であることを、ご理解頂いたのではないかと考えております。その後、11月27日に「事業計画確定」が行われ、土地改良法に基づく手続きが「無事完了」しました。ご協力頂きました組合員の皆様や地元土地改良区及び水利組合の役職員の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

当土地改良区としましては、今後も適切な配水管理や施設の維持管理に取り組むとともに、施設の老朽化対策や用水対策・耐震化対策を行う「二期事業」を着実に推進し、地域の大事な財産である「吉野川北岸用水」を、安全・安心な施設として、次世代に引き継げるよう、役職員一同しっかりと取り組んで参りますので、引き続きご理解・ご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、「新型コロナウイルス感染症」により、何かと不便の多い厳しい状況の中ではありますが、一日も早く終息し、平穏な日々が戻るまで、健康には十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。





国営吉野川北岸二期土地改良事業の着工について

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所

所長 前田 高広

【ご挨拶】

吉野川北岸土地改良区及び組合員の皆様方におかれましては、日頃より、地域の農業を支える吉野川北岸用水施設の管理・運営にご尽力頂き、また、農業農村整備事業の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この度、皆様方から多大なご協力をいただき、令和2年8月1日に、阿波市阿波地域交流センターの2階に吉野川北岸二期農業水利事業所を開所いたしました。

また、コロナ禍で厳しい対策を強いられておりましたが、11月13日に、徳島県知事を始め、国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会会長並びに副会長など関係機関の皆様方にご臨席を賜り、無事、看板掲示式及び開所式を開催することができましたことを、この場をお借りし、改めてお礼申し上げます。

さて、現在の吉野川北岸地区でございますが、基幹的な農業水利施設は国営吉野川北岸土地改良事業（昭和46年度～平成元年度）等により造成され、施設完成後30年以上が経過し、近年の営農形態の変化に伴う用水需要の変化により、農業用水の安定供給に支障を来しています。また、経年的な劣化により用水路に漏水が生じるなど、農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を必要としています。さらに、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定地域内にあり、大規模地震により施設が損壊した場合には、地域に甚大な被害を及ぼす恐れがあります。

このため、吉野川北岸二期土地改良事業において用水需要の変化に適応するとともに、老朽化した頭首工、揚水機及び用水路などの改修と一体的に耐震化対策を行うことで、農業用水の安定供給と施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上と安定した農業経営の助けになることを目的に着工いたしました。

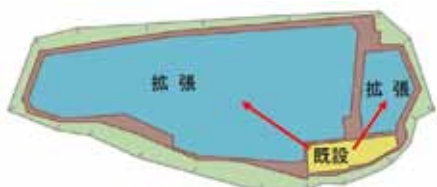
皆様のご期待にお応えできるよう、事業所職員は一丸となり、事業の着実な推進、早期効果発現に向けて努力してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



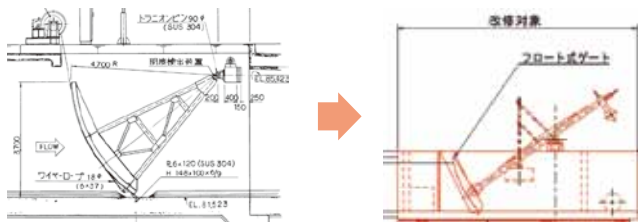
【対策の概要と効果】

● 農業用水の安定供給、営農転換の推進

既に設置してある調整池を2箇所拡張するとともに、新たに調整池を2箇所新設し、併せて水位を調整するゲートなどを整備して農業用水の安定供給を図ります。



調整池拡張のイメージ(例:宮川内調整池)



ラジアルゲートから自動水位調整施設へ更新

● 施設の維持管理の費用と労力の軽減

漏水補修や耐用年数を越えた施設の更新などを行い、事故や故障を未然に防ぎます。



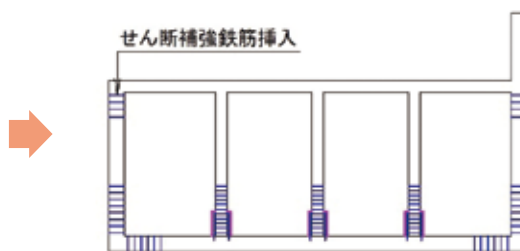
耐用年数を超過した流量計の更新

● 耐震化による施設の安全性の向上

被災時に影響が大きい施設の耐震化対策を実施し、長く安心して使える農業用水を供給します。



池田取水工



【令和2年度の実施状況及び令和3年度の実施予定】

令和2年度は、水位調整施設の改修及び調整池の拡張に必要な調査や実施設計を行っています。令和3年度についても、令和2年度に引き続き、事業実施に必要な調査などを実施する予定です。

また、令和3年度からは水位調整施設の改修工事に着手する予定としています。

【事業実施に対する協力のお願い】

工事の実施に伴い、やむを得ず通水を停止させる場合がございます。用水をご利用の皆様にご不便をおかけすることとなりますが、できる限り通水停止期間が短くなるよう努力し、事前に通水停止期間等をご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。

また、工事や調査の実施にあたり、皆様にご迷惑をおかけすることがございますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所
徳島県阿波市阿波町東原173-1
阿波市阿波地域交流センター2階
電話：0883-35-6022

令和2年度 吉野川北岸用水の配水管理

吉野川北岸用水の令和2年度の配水管理につきましては、年始めから適度な降雨に恵まれ、早明浦ダムの貯水量が十分あり、4月中頃から5月上旬の間は比較的順調な配水管理ができました。しかし、水稻の作付けが本格化してくる5月中頃には、晴天が続いたことや、用水の使用量の増加により、一部の地域では水の出が悪くなるなど、厳しい配水管理となりました。

6月以降は、吉野川からの取水量が増え、安定した配水を行うことができましたが、7月以降の豪雨や台風の到来時には、吉野川の増水に対する幹線水路施設の保護のため、一時的に吉野川からの取水を減らすなどの措置を行いました。

また、10月以降の非かんがい期には、いくつかの地域で実施された、水路内に溜まった土砂の浚渫や水路施設の補修工事の際、当土地改良区で幹線水路の通水を止めたり、通水量を減らしたりするなどの調整を行いました。組合員の皆様方におかれましては、用水の使用ができなくなるなどご不便をおかけいたしました。ご協力ありがとうございました。



水位調整ゲートの補修工事の様子



台風後に池田取水工に漂着した流木

節水のお願

吉野川北岸用水の取水量は水利権によって決められています。吉野川北岸用水は補給水であるため、ため池やダム等の水源を優先的に利用してください。また、「無駄な水は流さない」という意識を持って配水管理を行ってください。日頃から計画的で無駄の無い農業用水の使用を組合員一人ひとりが考えて利用していただきますようご協力をお願いします。



節水の注意点

- ・ ほ場への掛け流しはしないで湛水したら水を止めましょう。
- ・ 排水路へ落とさないような分水調整をしましょう。
- ・ 畦畔からの漏水が無いよう点検を行いましょう。
- ・ 計画的な配水を行い無駄な水を流さないようにしましょう。
- ・ 組合別早期米用水配水日程表に基づき引水し、取水時間外は水を止めましょう。

吉野川北岸土地改良区の取水停止等について

令和3年度も秋冬期に取水停止を伴う工事や調査を予定しております。事前に住所・氏名をご連絡いただきますと、吉野川北岸土地改良区より直接取水停止のお知らせをいたしますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

連絡先：吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 電話番号：0883-35-5270

賦課金通知書の様式変更について

令和3年度から 維持管理費賦課金通知書の様式が変わります

新たな賦課金通知書の様式には、賦課対象地の明細が記載され、賦課対象となっている土地
やそれぞれの賦課面積をご確認いただけるようになります。

※全ての土地の明細が必要な方には「組合員土地一覧表」を郵送いたしますので、ご連絡ください。

新しい賦課金通知書の様式 (下記の様式から内容が変更となることがあります。)

《窓口支払の方》A4サイズ

吉野川北岸土地改良区 組合員保管

令和3年度 維持管理費(全期) 賦課金通知書(兼領収書)

令和3年7月20日
下記の通り賦課しましたので
納期限までに納入願います。

吉野川北岸土地改良区
理事長 寺井 正 遼

通知書番号	210000010
地区	北岸
組合員番号	000001

〒771-1706
徳島県阿波市阿波町中坪38
吉北 太郎 様

賦課金額	4,110円
奨励金	(納期内に限る) 410円
差引計	3,700円
納期限	令和3年9月30日
通知書使用期限	令和3年11月30日
納入場所	吉野川北岸土地改良区事務局 管内農業協同組合 取りまとめ店 阿波銀行(阿波町支店 普通 0200232) 徳島大正銀行(阿波町支店 普通 1076894) 四国銀行(脇町支店 普通 0211651)

取納機関
領収日付印

賦課対象地明細書			
所在	面積	所在	面積
阿波町中坪38-1	1,000		
阿波町中坪38-2	100		
他〇筆	合計	賦課面積	1,100㎡
		賦課金額	4,110円

※賦課対象地のみ記載しています。全ての土地の明細が必要な方はお問い合わせください。

賦課対象地明細書 (賦課対象地のみ)

吉野川北岸土地改良区 取扱機関保管

令和3年度 維持管理費(全期) 払込金受領書

通知書番号	210000010	賦課金額	4,110円
地区	北岸	奨励金	(納期内に限る) 410円
組合員番号	000001	差引計	3,700円
		納期限	令和3年9月30日
		通知書使用期限	令和3年11月30日

〒771-1706
徳島県阿波市阿波町中坪38
吉北 太郎 様

取納機関
領収日付印

吉野川北岸土地改良区 吉野川北岸土地改良区保管

令和3年度 維持管理費(全期) 領収済通知書(原符)

通知書番号	210000010	賦課金額	4,110円
地区	北岸	奨励金	(納期内に限る) 410円
組合員番号	000001	差引計	3,700円
		納期限	令和3年9月30日
		通知書使用期限	令和3年11月30日

〒771-1706
徳島県阿波市阿波町中坪38
吉北 太郎 様

取納機関
領収日付印

上記の通り領収したから通知する。 吉野川北岸土地改良区 理事長 寺井 正 遼 殿

通信欄 賦課金通知書の氏名・住所に変更がありましたら「組合員」変更書類を送付いたしますので、送付先の氏名・住所をご記入ください。

氏名		住所	
----	--	----	--

令和3年度賦課金について

通知書発行：7月20日 納入期限：9月30日 口座振替日：8月25日

- ・賦課金を9月30日までに完納されると奨励金として10%の還付が受けられます。
- ・納入期限を過ぎると延滞金が増加され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。

- 支払い方法については、従来どおり金融機関窓口または口座振替での納入をお願いします。
- 賦課対象地明細書は当該年度の4月1日が基準日となります。
- ・土地の売買、賃借などの農地の異動、住所変更や相続等による名義変更などの組合員の異動があったときは必ず土地改良区へ通知をお願いします。
- ・通知がない場合は土地原簿の変更ができず、賦課金は変わらずそのまま賦課されますのでご注意ください。

《口座振替の方》A5サイズ

吉野川北岸土地改良区 組合員保管

令和3年度 維持管理費(全期) 賦課金通知書(兼領収書)

令和3年7月20日
下記の通り賦課しましたので
納期限までに納入願います。

吉野川北岸土地改良区
理事長 寺井 正 遼

通知書番号	210000010
地区	北岸
組合員番号	000001

〒771-1706
徳島県阿波市阿波町中坪38
吉北 太郎 様

賦課金額	4,110円
奨励金	(納期内に限る) 410円
差引計	3,700円
納期限	令和3年9月30日
通知書使用期限	令和3年11月30日

納入方法
口座振替
振替口座
〇〇銀行
〇〇支店

上記の金額を口座振替を行いますので
振替日までに口座残高の確認をお願いします。
振替日 令和3年8月25日

賦課対象地明細書			
所在	面積	所在	面積
阿波町中坪38-1	1,000		
阿波町中坪38-2	100		
他〇筆	合計	賦課面積	1,100㎡
		賦課金額	4,110円

※賦課対象地のみ記載しています。全ての土地の明細が必要な方はお問い合わせください。



事務局からのお知らせ



令和3年度賦課金について

賦課金通知書発行：7月20日 納入期限：9月30日 口座振替日：8月25日

賦課金納入は便利な口座振替をおすすめします！！

- 金融機関窓口へ支払に行く手間がなくなり、納付のために現金を持ち歩く必要がありません。
また、納入忘れがなく安心して奨励金の還付が確実に受けられます。
平日お仕事でお忙しい方や留守がちな方におすすめの納付方法です。
- 以下の金融機関から口座振替ができます。ご希望の方は吉野川北岸土地改良区までご連絡ください。
阿波みよし農協、美馬農協、阿波町農協、市場町農協、阿波郡東部農協、麻植郡農協、
板野郡農協、阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、ゆうちょ銀行
- 事務費削減のため、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。
但し、領収書が必要な方には別途発行いたしますので、ご連絡ください。
- なお、口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。

こんなときは必ず土地改良区へ通知をお願いします！

- 農地や組合員に異動があったとき（組合員資格得喪通知書）
 - ・農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）
 - ・住所を変更した
 - ・組合員が亡くなった（相続）
 - ・経営交代した など

滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納がある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか土地改良区へご確認ください。

- 農地を転用するとき（農地転用等の通知書及び地区除外申請書）
 - ・農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知と決済金が必要になります。
 - ・公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要となります。
 - ・令和3年度の決済金額は 60,000円/1,000㎡ です。
 - ・事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。
- 農地の分合筆、面積の増減等があったとき
 - ・農地の分合筆や錯誤等による面積の増減があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。

ご注意ください！

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更が出来ません。
通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。

※通知書類（組合員資格得喪通知書、地区除外申請書等）の様式は、ホームページからも印刷してご利用いただけます。また、ご希望の方には郵送いたしますので事務局へご連絡をお願いします。



よくあるご質問



◇ 維持管理賦課金について

三好市（池田町）の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の附帯施設（分土工、水位調整ゲート等）の維持管理費として、年に一度組合員の方々から納付いただいているものです。

◇ 吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取水工、分土工などの附帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

◇ 吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により、国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり、土地改良法第3条に規定されている資格者（農地の所有者または耕作者）を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格は組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者に承継されます。また売買などにより農地を取得された方も同様に権利義務が承継されます。

◇ 組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

◇ 水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

◇ 耕作できなくなったらどうしたらいいの？

市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

◇ 農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアを管轄としており、範囲が広いため地区除外申請事務を各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は各農業委員会にてお手続きをお願いします。

なお、地区除外の際には決済金が必要です。

◇ 決済金とは？

土地改良法第42条第2項（決済の義務）により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納付していただくものです。

◇ 滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し法律に基づき滞納処分を行っています。

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付について相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

第49回通常総代会開催

令和3年3月11日、吉野川北岸土地改良区において、第49回通常総代会が開催されました。「新型コロナウイルス感染症」の拡大が懸念されている状況を鑑み、できるだけ少人数での対応とし、議決方法においても、「書面議決」とさせていただくこととしました。

提案された議案は、令和3年度事業計画など次のとおりであり、慎重に審議され、全議案を原案どおり可決決定いたしました。

第49回通常総代会議案

- 第1号議案 第49回通常総代会における議決権の行使について
- 第2号議案 令和元年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産目録の承認について
- 第3号議案 定款、規約、諸規程の一部改正について
- 第4号議案 令和2年度一般会計及び特別会計収入支出補正予算について
- 第5号議案 令和3年度事業計画について
- 第6号議案 令和3年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第7号議案 維持管理経常賦課金の賦課徴収及び加入金について
- 第8号議案 地区除外決済金の徴収について
- 第9号議案 役員報酬について
- 第10号議案 取引金融機関の指定について
- 第11号議案 一時借入金について
- 第12号議案 財政調整積立資産の繰替運用について
- 第13号議案 未収賦課金の不納欠損について
- 第14号議案 土地改良事業（維持管理）計画書の変更について

総代選挙のお知らせ

吉野川北岸土地改良区総代の任期（4年）が令和3年4月30日をもって満了します。これに伴い、吉野川北岸土地改良区総代選挙規程に基づき次のとおり総代選挙を行います。立候補者が定数を上回らない場合は無投票当選となり、投票は行いません。

- 選挙期日の告示日 令和3年3月25日（木）
 - 選挙期日（投票日） 令和3年4月7日（水）
 - 立候補の届出日 令和3年3月25日（木） 午前8時30分～午後5時
令和3年3月26日（金） 午前8時30分～午後5時
- 届出先 吉野川北岸土地改良区事務所(阿波市阿波町中坪38番地)
届出方法 候補者は文書で届出（候補者または推薦者）
届出用紙は、吉野川北岸土地改良区事務所にて交付
- ※届出資格は組合員名簿に登録されている満20歳以上の組合員（禁錮以上の刑に処せられ執行中の者は除く）

選挙区	選挙区域	定数	選挙区	選挙区域	定数
第1区	三好市池田町・東みよし町	4人	第7区	吉野川市	2人
第2区	三好市三野町	5人	第8区	阿波市土成町	11人
第3区	美馬市美馬町	8人	第9区	阿波市吉野町	4人
第4区	美馬市脇町	9人	第10区	上板町	5人
第5区	阿波市阿波町	15人	第11区	板野町	2人
第6区	阿波市市場町	15人	任期:令和3年5月1日～令和7年4月30日(4年間)		

令和元年度決算

◆一般会計収支決算

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 賦 課 金	169,670,542	1. 事 務 所 費	74,036,832
2. 補 助 金	14,829,400	2. 総 代 選 挙 費	0
3. 雑 収 入	2,199,268	3. 事 業 費	21,448,086
4. 繰 入 金	6,144,882	4. 維 持 管 理 費	55,918,792
5. 繰 越 金	14,526,071	5. 分 担 金	0
		6. 償 還 金	140,632
		7. 繰 出 金	38,234,000
		8. 予 備 費	0
計	207,370,163	計	189,778,342

差引額(令和2年度へ繰越) 17,591,821

◆特別会計収支決算

(単位：円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	差 引 額
基本財産積立金	1,170,810,510	1,170,810,510	0
転用決済金	595,630,172	595,630,172	0
職員退職給与積立金	32,919,912	0	32,919,912
維持管理費預託金	2,622,838	225,946	2,396,892
発電事業費	1,918,882	1,918,882	0

差引額は令和2年度へ繰越

◆財産目録

(単位：円)

資 産		負 債	
1. 流 動 資 産	69,047,941	1. 流 動 負 債	
2. 有 形 固 定 資 産	185,824,419	未払金、預り金	16,734,343
3. 無 形 固 定 資 産	1,151,295,573	2. 固 定 負 債	
4. 基 本 財 産	1,162,909,579	日本政策金融公庫借入金	136,133
5. 特 定 資 産	600,931,155	引当金	35,316,804
6. そ の 他 資 産	4,462,739	計	52,187,280
計	3,174,471,406		

令和2年3月31日現在

令和3年度予算

新たな土地改良区会計基準に対応するため、発電事業費特別会計を除く積立金会計を一般会計に統合します。

(単位：円)

収 入			支 出		
科 目(款)	一般会計	発電事業費 特別会計	科 目(款)	一般会計	発電事業費 特別会計
土地改良事業収入	194,700,000		土地改良事業費支出	63,360,000	
附帯事業収入	750,000		一般管理費支出	98,790,000	
基本財産運用収入	10,000		補助金支出	19,510,000	
特定資産運用収入	2,480,000	10,000	固定資産取得支出	1,810,000	
補助金等収入	13,800,000		基本財産積立支出	10,000	
雑 収 入	3,840,000	10,000	特定資産積立支出	64,090,000	400,000
基本財産取崩収入	10,000		雑 支 出	480,000	
特定資産取崩収入	27,230,000	10,000	他会計繰出額	10,000	240,000
他会計繰入金	240,000	10,000	予 備 費	5,000,000	
繰 越 金	10,000,000		発 電 事 業 費		300,000
発 電 事 業 収 入		900,000			
収入合計	253,060,000	940,000	支出合計	253,060,000	940,000

吉野川北岸土地改良区の取組み

多面的機能補助金

組合員の負担を少しでも軽減するために、地区内の土地改良区に対して次のような補助を行っています。(但し、国・県・市町の補助を受けている場合は補助対象になりません。)

● ポンプ配水地区への補助 補助率：25%以内

国営、県営、団体営施工以上のポンプ施設を対象に、維持管理に要した電気料金・油脂代・電気保安協会への委託費に対して補助を行っています。

● 既存水源の有効利用についての補助 補助率：37.5%以内

地区内土地改良区が管理するため池、河川取水工及び導水路の草刈り・浚渫等維持管理に要した経費に対して補助を行っています。

ため池などの農業用水は、生態系や自然環境の保全など多面的機能を発揮しており、地域全体で守っていく必要があります。



業務継続計画 (BCP)

吉野川北岸土地改良区では、今後非常に高い確率で発生が予想される「南海トラフ巨大地震」等の大規模災害に備え、「土地改良施設の業務継続計画 (BCP)」を作成し、実地演習を行っています。

今年度は、令和2年12月22日に、震度5弱の地震が発生したと仮定して、被災状況の確認、対策本部と現地対応班との連絡体制・施設操作手順の確認を行いました。

今回の演習で見つかった検討課題を踏まえ、万が一の大規模災害が起こった場合において被害を最小限に抑えることができるよう、今後も随時BCPの見直しを行うなど準備をしていきます。



新型コロナウイルス感染防止対策について



新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当土地改良区では、職員の感染リスクの低減、感染拡大及び集団感染の防止など役職員や組合員の皆様の安全確保を図るため、また、土地改良区機能を維持するため、3密を避け、手洗い・消毒の徹底、職場内での消毒・換気などの対策を実施しています。

来所者の方にも、執務室への立ち入りはご遠慮いただき、玄関ホール(飛沫感染予防シート設置)での対応とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

○令和2年の3月末から7月にかけて、二期事業の同意徴集を行いました。多くの方に同意をいただくことができ、無事に二期事業が着工となりました。農家の皆様、関係者の方々には、同意徴集に対してご協力をいただきまして本当にありがとうございました。今後は、事業の進捗状況等しっかりとお伝えしてまいりますので、引き続き事業へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

○当土地改良区のホームページでは北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関する内容を随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは右に記載のURLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水土里ネット

水土里ネット吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地

T E L (0883)35-5270 番

F A X (0883)35-5275 番

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人を結び地域を守る

北岸用水の取水停止等について

◆施設の機能保全について

北岸用水は、三好市から板野町に及ぶ長大（延長69.2km）な幹線水路で、水路勾配が緩く土砂が溜まりやすい構造です。1年に数回、排泥工、土砂吐の操作をし土砂を取り除いています。

また、附帯施設の老朽化が進んでいます。施設延命の為、非かんがい期に取水停止等を行い、幹線水路及び調整池の土砂浚渫、機器補修等を行っています。ご理解、ご協力をお願いします。



◆台風、大雨による取水停止等について

水質保全、土砂流入防止のため、台風、大雨など池田取水口（吉野川）が濁っている時は、やむをえず取水量を減らすか取水停止を行う場合があります。台風、大雨がおさまった後は、すぐに水が使えない場合がありますが、早急に対処をしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

隔日給水について

本年も従来どおり4月中旬から5月31日の間は隔日給水を実施します。

裏面を確認してください。

※上板町・板野町の配水日は偶数日です。



北岸用水からのお願い



- 4月、5月は池田ダムからの取水量が少なく、全域で使用するには不足します。
- 北岸用水は補給水です。地区内のため池・河川は優先して利用してください。
- 金曜、土曜、日曜、祝祭日に水の使用が集中しますから極力、平日に代掻き作業等を行ってください。
- 普通期米の代掻き作業等は6月1日以降に実施してください。
- 除草剤散布は配水日程表に従って実施してください。

今年度も秋冬期に取水停止を伴う調査等を予定しております。
事前に組合員の住所、氏名をご連絡いただきますと、北岸用水の事務局より直接、取水停止の連絡をさせていただきます。

取水停止等に関する問い合わせ
吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 TEL.0883-35-5270

令和3年度組合別早期米用水配水日程表(4月16日～5月31日)

Aグループ (奇数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称						
三好市	池田町	全地区						
	三野町	全地区						
東みよし町		全地区						
美馬市	美馬町	東鍋倉、美馬中央、天神、妙見、郡里						
	脇町	野村、井口、小星、江原、猪尻、江西、宇田						
阿波市	阿波町	長峰、伊沢開拓(下)、東条、伊沢、西原、伊沢東原、柳谷、古養水、東北共同施工						
	市場町	大俣1号、大俣2号、大俣3号、法寺、山路、宇佐、弁天池、原、遠光、蛭子						
	土成町	浦ノ池、大場、松原、神ノ木、中津、井出頭、新ノ池、大木、九頭宇谷、土成中、土成、熊谷、鈴川、大法寺、車谷、矢松、竹ノ花、新居池、一本杉、土成北部、昭和、梶尾、坂尻一本松、御所						
	吉野町	全地区						
取水可能日		月	火	水	木	金	土	日
							4月17日	
		4月19日		4月21日		4月23日		4月25日
			4月27日		4月29日		5月1日	
		5月3日		5月5日		5月7日		5月9日
			5月11日		5月13日		5月15日	
		5月17日		5月19日		5月21日		5月23日
			5月25日		5月27日		5月29日	
	5月31日							

Bグループ (偶数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称						
美馬市	美馬町	田辺、中上、城、中山、里西屋敷、境目、宮前、中筋、竹ノ内、滝下、黒地、重清妙見、平和、川久保、中川、門畑、重清、東重清、荒川、西鍋倉						
	脇町	中岩倉、上ノ原、岩倉、新町、馬木、助松、佐城、上野、北庄						
阿波市	阿波町	名東ノ岡、赤坂、五明、松川内、善地、イクシ、東林、東川原、釜谷、西林、北岡、切戸、医王寺、桜ノ岡、土柱、薬師谷、伊沢開拓(上)、正広、伊沢北部、川久保、三本柳、医王寺揚水、旭、川添、久勝西部、中井西ノ川、別埜池、上池、勝命、下喜来						
	市場町	敷地、窪二俣、上喜来、高西、八坂、金清、千田前、善入寺島、大西、山野上西部、阿波市場、上野段南部、池谷、香美、古田西、北台、西原、末広、新田、喜蓮池、池ノ本、山野上、東原、切幡、新ノ池、大石、姥ヶ谷、大野島、伊月、九頭宇谷						
	土成町	万代、指谷、秋月、中筋、日吉、大畑、山田池、佐古山麓、山王子、前田、西谷、十楽寺、高尾						
吉野川市	川島町	善入寺島						
上板町		全地区						
板野町		全地区						
取水可能日		月	火	水	木	金	土	日
						4月16日		4月18日
			4月20日		4月22日		4月24日	
		4月26日		4月28日		4月30日		5月2日
			5月4日		5月6日		5月8日	
		5月10日		5月12日		5月14日		5月16日
			5月18日		5月20日		5月22日	
		5月24日		5月26日		5月28日		5月30日

この日程表は早期米の作付けにご利用ください。

※この用紙は、事業の円滑な実施のため全ての組合員の方に送付させていただいております。広報誌記載の事務局からのお知らせをご覧ください、届出が必要な方のみご返送ください。

組合員資格得喪通知書

記入例

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記入日を記載して下さい

令和〇〇年〇〇月〇〇日

死亡の場合
は必要なし

現資格者の住所・氏名
をご記入下さい

現資格者 住所 阿波市阿波町中坪34番地4
(現組合員の方) 氏名 水土太郎

組合員番号 押印して下さい

新資格者の記入欄記載漏れのないようご記入下さい
※法人の場合は法人名と代表者の氏名及び生年月日も必ず記入してください

新資格者 郵便番号 〒771-1706
(新組合員の方) 住所 阿波市阿波町中坪38番地
氏名 北岸次郎
生年月日 大正昭和平成〇〇年〇〇月〇〇日
自治会名 三共
電話番号 0883 - 35 - 5270

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

町名	大字	字	地番	地目	用途	地積	備考
現資格者から新資格者に得喪の対象となる土地を記載してください。							

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (該当するものに○印をお願いします。)

該当するものに○印をお願いします。
該当する項目がない場合はその他に記載してください。

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲
 賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他()

(2) 時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日

上記原因となった時期を記載してください。

照合	確認	修正	受付

この通知書に記載の個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業の円滑な実施のために利用し、それ以外を目的とした利用は致しません。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日

現資格者 住所
(現組合員の方) 氏名 印

組合員番号 _____

新資格者 郵便番号 〒
(新組合員の方) 住所
氏名 印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

自治会名

電話番号 - -

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

記

1. 資格得喪の対象となる土地

町名	大字	字	地番	地目	用途	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (該当するものに○印をお願いします。)

死亡 相続 贈与 売買 交換 農業者年金受給 経営移譲

賃貸借設定 賃貸借解約 利用権設定 その他()

(2) 時期 令和 年 月 日

照合	確認	修正	受付